

220 「教育審議会総裁答申」教育行政及財政に関する要綱
に付通牒」抄録
〔昭和十六年十月〕

閣甲第三六五号	起	昭和十六年十月十二日	閣議	昭和十六年十月十四日	施
案	決定	昭和十六年十月十四日	施行	昭和十六年十月十四日	
	裁可	昭和 年 月 日	行		

(注記1)

(注記2)

内閣総理大臣 (近衛)	内閣書記官長 (高田)	内閣書記官 (船田)	内閣書記官 (佐藤)	内閣書記官 (渡江)
外務大臣 (廣田)	海軍大臣 (及川)	商工大臣 (左近司)	厚生大臣 (小堀)	
内務大臣 (田辺)	司法大臣 (花押)	通信大臣 (村田)	平沼國務大臣	
大藏大臣 (小倉)	文部大臣 (橋田)	鉄道大臣 (村田)	柳川國務大臣 (柳川)	
陸軍大臣 (東条)	農林大臣 (井野)	拓務大臣 (豊田)	鈴木國務大臣 (鈴木)	

(注記3)

別紙教育審議会総裁答申
教育行政及財政ニ関スル要綱
右供高覧

通牒案

〔加筆・朱書〕
〔昭和十六〕年〔十〕月〔十四〕日

内閣総理大臣

文部大臣宛 (各通)

大蔵大臣

教育行政及財政ニ関スル要綱別紙ノ通教育審議会総裁ヨリ答申
有之候

昭和十六年十月十三日

教育審議会総裁男爵 鈴木貫太郎 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議ノ結果既ニ中間答申ニ及ビタル教育ニ関スル諸要綱ニ加ヘ教育行政及財政ニ関スル要綱及答申候也

学校教育及社会教育ヲ目的トスル教育ノ刷新振興ニ関スル諸要綱ハ、之ガ実施ニ必要ナル具体的方策ヲ樹立シ、ソノ運用宜シキヲ得ルニ非レバ万全ナル効果ヲ収ムルコト至難ニシテ、之ガ為周到ナル用意ノ必要ナルコトニ付テハ本会ノ既ニ屢々要望セル所ナリ。是ヲ以テ教育ニ関スル行政及財政ヲ整備充実スルハ、曩ニ答申ヲ了シタル教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ニ対シ、正ニ画竜点睛ノ効ヲ完ウスル所以ニシテ実ニ緊急ノ要務ナリ。

教育ニ関スル行政及財政ノ組織並ニ運用ニ関シ、刷新改善ヲ加フルノ方途ハ一ニシテ足ラズト雖、就中其ノ最モ枢要ナルハ、教育行政ニ在リテハ、企画、実施及監督ノ各部面ニ互リ機構ノ整備強化並ニソノ機能ノ敏活公正ヲ企図シ、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ基本トシテ、行政諸部局ノ事務ノ統一ト聯絡調整トニ意ヲ須ヒ、以テ各教育機関ノ全一的指導ヲ完ウシ、有為ノ人材ヲシテ克ク教育ニ其ノ力ヲ尽サシムルヤウ人事ニ関スル行政ノ改善ヲ期スルニ在リ。

教育ニ関スル財政ニ在リテハ、常ニ教育ノ重大性ニ鑑ミソノ

刷新振興上重点トスル所ニ対シテ十分ノ資源ヲ供給スルヲ要ス。カクシテ我が教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関スル必要ナル諸方策ヲ着々遂行シテ克ク其ノ効果ヲ完ウセシムベク、殊ニ學術文化ノ水準ヲ向上シ、体育ヲ發達普及セシムルト共ニ、私立教育機関ノ助成ヲ策スルガ如キハ喫緊ノ時務ナリト謂フベシ。

叙上ノ趣旨ニ依リ、教育ニ関スル行政及財政ニ関スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク牢固タル決意ヲ以テ、之ガ実施ニ関シ具体的ノ施策ヲ講ジテ我が文政ヲ強化シ、以テ益々興國ノ氣運ヲ作興シ、皇基ノ振起ニ寄与スル所アランコトヲ望ム。

記

教育行政及財政ニ関スル要綱

行政ニ関スル事項

一、 中央教育行政機構

一 国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新、文政ノ根本ニ関スル企画、調査等ヲ掌理スル機構ヲ整備強化スルコト
興亜教育ニ関スル事項モ前項ノ機構ニ於テ之ヲ掌ルシムルコト

二 文部省ニ特ニ學術ノ振興、文化ノ發展ニ関スル事務ヲ掌ル部局ヲ設クルコト

三 社会教育ノ時代的重要性ニ鑑ミ之ニ関スル行政ヲ掌ル部局ハ特ニ其ノ拡大強化ヲ図ルコト

四 学校教育並ニ教科書ニ関スル行政ヲ掌ル諸部局ハ本

会答申ノ実施上遺憾ナカラシムル為其ノ機構ヲ整備
拡充スルコト

実業教育ニ関スル行政機構ニ在リテハ特ニ商船及水
産ニ関スル教育ノ振興ニ付一層力ヲ用フルコト

五 教育者ノ使命ノ重大性ヲ考慮シテ教職員ノ人事、養
成及検定ニ関スル事務ヲ掌ル行政機構ヲ整備スルコ
ト

六 体育ニ関スル行政ヲ一元化シ原則トシテ文部省ニ於
テ之ヲ掌理スルコト

七 督学ニ関スル機構ヲ整備強化シ其ノ職員ノ待遇ヲ改
善スルコト

督学ト他ノ一般学務行政トノ聯繫ヲ一層緊密ナラシ
ムルコト

八 宗教ニ関スル行政ノ運営ヲ完カラシムル為諮問機関
ヲ設クル等機構ノ整備ヲ図ルコト

二、 地方教育行政機構

一 全国ヲ数区ニ分チ各区ニ文部省ノ督学機関ヲ常置シ
テ地方教育ニ対スル視察指導ヲ強化スルト共ニ中
央、地方ノ聯絡ヲ一層緊密ト滑ナラシムルコト

二 地方視学官、地方教学官及青年教育官ノ増員及待遇
ノ改善ヲ図ルト共ニ其ノ任免ノ取扱ヲ文部大臣ノ権
限タラシムルコト

地方ニ於ケル視学ノ増員及待遇ノ改善ヲ図ルコト

三 公立中等学校長ノ異動任免ニ付テハ大体現行ノ取扱

ニテ可ナルヲ文部大臣ニ於テ適材適所ノ配置ニ関シ
全国的ニ一層留意スルコト

四 実業教育振興ノ為実業教育主事ノ職制ヲ設クルコト
五 市町村ニ於ケル学務委員、社会教育委員等ガ一体ト
シテ其ノ機能ヲ發揮シ得ル如キ機構ノ確立ヲ期スル
コト

財政ニ関スル事項

一 公立中等学校長ノ俸給ハ成ルベク速カニ国庫ノ負担
トナスコト

二 我が国學術ノ水準ヲ高メ學術ノ振興及理科教育ノ刷
新ヲ図ル為十分ナル經費ノ増額ヲ図ルコト

三 学校教育、社会教育ヲ通ジテ体育ノ発達普及ヲ図ル
為十分ナル經費ノ支出ニカムルコト

四 私立学校教職員ニ対シ国ノ恩給制度ニ準ジ恩給ヲ支
給スルノ方途ヲ講ズルコト

五 学校教職員共済組合制度ノ充実ヲ図ルト共ニ之ガ附
帯事業トシテ福利施設ヲ拡充スルノ方途ヲ講ズルコ
ト

六 私立ノ中等学校、青年学校教職員等ニ関シテモ公立
学校教職員ニ準ジ共済組合ノ設置ニ付考慮スルコト
教育ノ刷新振興ニ関スル本会ノ答申実施ニ要スル経
費ニ付テハ政府ニ於テ特ニ速カニ其ノ支出ノ方途ヲ
講ズルコト

〔加筆・朱書
参考〕

諸問第一号

我方国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移ト二種へ、教育ノ各方面ニ互リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我方国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム。

〔教育審議会官制及職員〕省略

〔注記1〕

〔佐野〕

〔注記2〕

〔園〕

〔注記3〕

〔朱書〕

〔簿冊内件名番号〕

〔昭和十六年 公文雜纂 内閣五
各種調査会 委員會 卷五〕
2A, 15, 2598